

有線テレビ等における広報番組制作業務委託プロポーザル募集要項

1 目的

この要項は、文京区が公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、有線テレビ等における広報番組制作業務委託を履行する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

区の有線テレビ等における広報番組制作業務（以下「本業務」という。）は、行政情報や地域話題、生活に関する情報などを区民に提供するとともに、地域コミュニティの醸成及び活性化を図るために、区民及び地域へ向けた文京区民チャンネルの番組を制作し、あわせて、インターネットによる番組の動画配信や各種広告媒体用の映像制作を行うものである。

本業務は、行政情報や地域の情報を区民に届けることから、魅力ある番組制作が求められる。そのため、プロポーザル方式により事業者から番組制作のアイデアや運営等に係る経費総額等の提案を受け、その内容について比較・検討・評価を行い、最も適した事業者を選定する。

2 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、令和10年度以降の契約については、今回選定し、契約する事業者の履行状況及び履行成績を区が総合的に評価した上で、令和9年度を初年度とする3年間の上限として継続して単年度ごとに契約できるものとする。ただし、今後、放映・配信スケジュールの変更等に応じて番組・映像の制作本数は見直しを行う場合があり、初年度と同等の事業規模を保証するものではない。

3 契約内容

「仕様書（案）」のとおり

4 提案限度額

93,608 千円（税込）

※提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とします。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条第 1 項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 スケジュール

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 公募要項の公表 | 令和 8 年 9 月 11 日（金） |
| (2) 質問受付期間 | 令和 8 年 9 月 11 日（金）から 10 月 8 日（木）17 時まで |
| (3) 質問回答期限（第一回） | 令和 8 年 10 月 5 日（月） |
| (4) プロポーザル参加希望書受付 | 令和 8 年 10 月 7 日（水）17 時まで |
| (5) 質問回答期限（第二回・最終） | 令和 8 年 10 月 15 日（木） |
| (6) 参加申込書及び提出書類受付期間 | 令和 8 年 10 月 16 日（金）から 10 月 23 日（金）17 時まで |
| (7) 第一次審査（書類審査） | 令和 8 年 11 月上旬 |
| (8) 第一次審査結果通知発送（全参加事業者） | 令和 8 年 11 月中旬 |
| (9) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答） | 令和 8 年 11 月下旬 |
| (10) 最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者） | 令和 8 年 12 月中旬 |
| (11) 契約締結 | 令和 9 年 4 月 1 日（木） |

7 提出書類の配布

- (1) 期間
令和 8 年 9 月 11 日（金）から
- (2) 配布方法
区ホームページからダウンロードすること。
「お役立ちリンク」⇒「事業者向け」⇒「事業者向けプロポーザル」⇒「有線テレビ等における広報番組制作業務委託の事業者募集（プロポーザル選定）」
(<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b003/p006117.html>)」

8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書（様式第 1 号）（以下「参加希望書」という。）を必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付けない。

- (1) 受付期間
令和 8 年 10 月 7 日（水）17 時まで

- (2) 提出方法
電子メールにて受け付ける。なお、送信する際は開封確認設定を行うこと。

ア 件名

「有線テレビ等における広報番組制作業務委託プロポーザル参加希望」

イ 提出先

文京区企画政策部広報戦略課宛て

電子メールアドレス：b051500●city.bunkyo.lg.jp

(※●を@に変換し、ご使用ください。)

9 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 受付期間

ア 受付開始

令和8年9月11日(金)

イ 中間締め切り

令和8年9月27日(日)17時まで(厳守)

ウ 最終締め切り

令和8年10月8日(木)17時まで(厳守)

(2) 受付方法

【様式8】「質問票」に記入して、文京区企画政策部広報戦略課まで電子メールにて送信すること。

なお、送信する際は開封確認設定を行うこと。

ア 件名

「有線テレビ等プロポーザル質問」

イ 入力内容

事業者名、担当部署、担当者氏名及び連絡先を必ず記載すること（事業者名が不明な質問に対しては、回答を行わない）。

ウ 提出先

文京区企画政策部広報戦略課宛て

電子メールアドレス：b051500●city.bunkyo.lg.jp

(※●を@に変換し、ご使用ください。)

(3) 回答方法

ア 令和8年9月27日(日)17時まで(厳守)に受け付けた質問は、令和8年10月5日(月)までに区ホームページで回答する。

イ 令和8年10月8日(木)17時まで(厳守)に受け付けた質問及び中間締め切りまでに受け付けた質問で未回答の質問は、プロポーザル参加希望書を提出した事業者全員に対し、令和8年10月15日(木)までに電子メールで回答する。

(4) その他

ア 持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。

イ 質問に対する回答は、本実施要項、仕様書等を補完するものとする。

10 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

	内 容	様 式	部数
ア	参加申込書	様式第2号	1部
イ	企画提案書	様式第3号	10部 (正本1部・副本9部)
ウ	本業務の人員体制	様式第4号	10部 (正本1部・副本9部)
エ	視聴者を増やす工夫	様式第5号	10部 (正本1部・副本9部)
オ	災害時等緊急時の番組制作体制について	様式第6号	10部 (正本1部・副本9部)
カ	業務受託実績	様式第7号	10部 (正本1部・副本9部)
キ	会社組織図	指定様式なし (A4判1頁)	10部 (正本1部・副本9部)
ク	会社概要	指定様式なし (A4判1頁)	10部 (正本1部・副本9部)
ケ	見積書	様式第10号を参照のこと (A4判)	1部
コ	財務諸表 (法人については、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書)	直近から3か年分の決算書。指定様式なし (A4判)	1部

(2) 提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製すること。

ア (1)提出書類のうちイからカまでは両面印刷とし、各ページの下に通し番号を付し、左側2か所をステープラー等で留め、書類ごとにインデックスを付けること。

イ (1)イからクまでの提出書類のうち正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイト

ル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は原本とする。副本には、事業者の名称その他事業者が特定される情報は記載しないこと。やむを得ず記載する場合は、副本の当該箇所を黒く塗抹すること。

(3) 提出場所及び提出方法

文京区企画政策部広報戦略課映像担当（文京シビックセンター14 階南側）まで、持参すること。郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

(4) 提出書類受付期間

令和 8 年 10 月 16 日（金）から 10 月 23 日（金）17 時まで（厳守）
（窓口受付時間：土曜・日曜・祝日を除く 9 時から 17 時まで。）

(5) 留意事項

ア 受付期間を過ぎて提出された書類は、理由のいかんを問わず無効とする。

イ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差替え、追加等の変更は一切行えない。

ウ 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入、110 円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

11 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査により、委託候補事業者を上位 3 者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者から、企画提案書等に基づき 1 者当たり 20 分以内でプレゼンテーション（映像によるデモンストレーション 10 分程度を含む。）を行う。その後、選定委員から 15 分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。デモンストレーションは、第一次審査で提案した番組内容を制作する能力を有することがわかるような映像を制作して行うこと。映像は、仕様書 6 (2)イ（カ）に記載の「施策プロモーション動画」（5 分程度の事業説明動画と、15 秒程度の事業の CM となるようなショート動画縦型及び横型）を、区が行う「資源の拠点回収事業」を題材に制作すること。

参考 URL：<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b038/p000953/index.html>

映像については、以下の点に留意して制作すること。

- ・ショート動画の目的は、区 HP の当該施策のページや区公式 X、LINE に掲載し、区公式 youtube チャンネルに掲載する 5 分程度の事業説明動画に視聴者を導くためのものとする。このことを踏まえ、ショート動画は、視聴者の制度の詳細を知る意欲を掻き立てることを意図とし、瞬時に興味・関心を惹く映像とすること。
- ・事業説明動画は、単なる情報伝達的手段に留まらず、視聴者に「洗練された魅力」

や「ユーモアを交えた親しみやすさ」といったポジティブな印象を与えることを目指し、区のイメージアップ及びブランド価値の向上に貢献するとともに、事業の本質や内容を明確かつ正確に伝える映像とすること。

(パワーポイントの使用も可能、機器については事前に申告をした場合、プロジェクター、スクリーン及びHDMI ケーブルは区が準備する。パソコンについては事業者側で準備すること。)

また、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒(長形3号。宛先を記入、110円切手を貼付したもの)を提出すること。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

ただし、区が設定した基準点を下回った候補者は、順位に関わらず選定しない。

(4) 結果の通知

第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

最終結果は、第二次審査を行ったすべての事業者の結果のみを郵送で通知する。

審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

〔公表する項目〕

ア 件名

イ 業務概要

ウ 選定した日

エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

オ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

カ 選定結果(参加者名は番号等に置き換える。)

12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例(平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。)により参加した事業者名については、委託候補事業者に限らず、情報公開の対象となる。また、情報公開請求があった場合は、事業者の提出書類等は、情報公開の対象となるが、条例第7条第3号に該当する事業者の正当な利益が害されるおそれがあると区が認めた箇所(ノウハウ、人事に係る情報等)については非公開とする。

13 無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (5) 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とする。
- (6) (1)、(4)及び(5)の場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。
- (7) 参加申込書等を提出した後に辞退する場合は、【様式9】参加辞退届に辞退理由を明記の上、参加申込書の提出先まで持参し、提出すること。提出期限は、令和8年11月4日（水）とする。

14 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰上げ、協議を行う。

15 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、本プロポーザル以外に参加する事業者が無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

16 事業担当

文京区企画政策部広報戦略課映像担当 担当者：大塚・小松

T E L : 03-5803-1130 F A X : 03-5803-1331